



2011



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

2012



2013

福島県の農業農村整備

Agricultural and rural development in FUKUSHIMA

～東日本大震災から10年～

CONTENTS

福島県のすがた 1
 福島県の農業農村整備の推進方向 3
 震災、災害からの復興・再生 4
 持続的な農業経営の実現 6
 農村の安全・安心の確保 9
 魅力と活力ある農村づくり 11
 福島県の農業農村整備の状況 14
 農業農村整備の推進体制 15
 東日本大震災からの復旧・復興特集 16
 広報資料 裏表紙



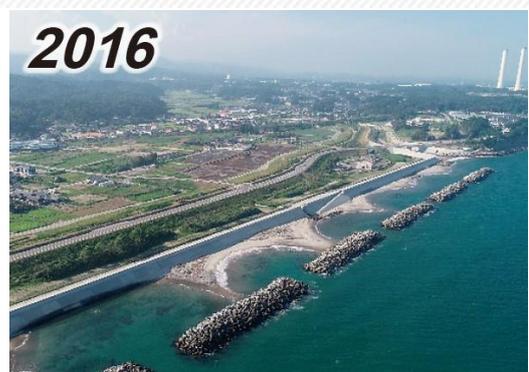
2020



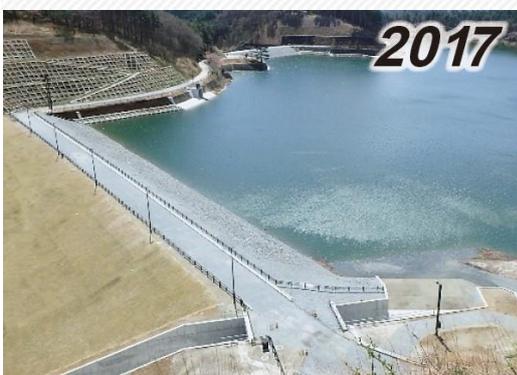
2014



2015



2016



2017



2018



2019

今日の努力は 笑顔あふ



福島県のすがた



福島県は、東北地方の最南端、東京からはおおむね 200 km 圏内に位置しています。推計人口は、2020（令和2）年12月1日現在で 1,822,307 人となっています。面積は、13,783.90 km²で、北海道、岩手県に次ぐ全国3位の広さです。

中通り地方は、内陸性気候の特徴が混じった太平洋側気候で、夏に盆地では酷暑となることが多いですが、冬は冬型の気圧配置が強まると日本海側気候の影響を受けて降雪します。福島市の年平均気温は 13.0℃、降水量は 1,166.0 mm です。

東部の浜通り地方は、黒潮の影響により夏涼しく、冬は暖かい顕著な海洋性気候で、梅雨と台風の影響を受けやすく、雨が多いです。いわき市では、年平均気温が 13.4℃、降水量は 1,408.9 mm と、東北で最も温暖な地域です。

西部の会津地方は、日本海側気候であり、夏に山地では涼しくなりますが、盆地ではむし暑く、フェーン現象により高温になることもあります。冬は気温が低く、非常に多くの雪が降り、全域が豪雪地帯となっています。会津若松市では、年平均気温が 11.7℃、降水量は 1,213.3 mm です。

れる農空間 復興のために



南相馬市鹿島区 右田・海老地区

福島県では、それぞれの地域の自然を活かして、いろいろな農産物が生産されています。2018（平成30）年の農業の産出額は、2,113 億円で全国第 17 位となっています。そのうち米が全体の約 4 割を占めています。また、野菜や果物など全国的に見ても生産量の多い農産物がたくさんあります。



県オリジナル品種
「福、笑い」
(米：全国 6 位)



県オリジナル早生品種「はつひめ」
(もも：全国 2 位)

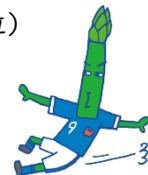


メイン品種「豊水」
(日本なし：全国 4 位)



ふくしまイレブンとは

福島県の多彩な農林水産物を代表する生産量が全国上位の 11 品目です。





福島県の農業農村整備の推進方向

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と原子力発電所事故、令和元年東日本台風等により本県は甚大な被害を受け、今もなお復旧・復興の途上にあります。

このため本県では、近年の農業を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的に、農業農村整備を推進していくため、「震災、災害からの復興・再生」、「持続的な農業経営の実現」、「農村の安全・安心の確保」、「魅力と活力ある農村づくり」の 4 つの柱を基本として、多様な担い手が持続的に農業に取り組める「ふくしま」の農村の創造を目指します。

東日本大震災及び令和元年東日本台風等により被災した農地・農業用施設の復旧や原子力発電所の事故に伴う避難指示区域等の早期の営農再開に向けた農業生産基盤の復旧・整備を推進します。

本県の農業・農村が将来にわたり持続的に発展し、産地収益力の向上を図り、安全・安心な食料の安定供給に一層貢献していくため、競争力強化を実現する生産基盤整備を推進するとともに、農業用水利施設の長寿命化を図る更新事業の円滑な実施と管理体制の強化を図ります。

①
震災、災害
からの
復興・再生

②
持続的な
農業経営
の実現

③
農村の
安全・安心
の確保

④
魅力と
活力ある
農村づくり

ため池の適正な保全管理を前提とする計画的な改修・補修（ハード対策）と地域が一体となった防災力の向上（ソフト対策）に取り組むとともに農地を保全する防災・減災対策を推進します。

多面的機能の維持・発揮に向けた農村の地域資源の適切な保全管理と都市との交流を創出・拡大するとともに生活環境の整備による地域活力の向上を図ります。

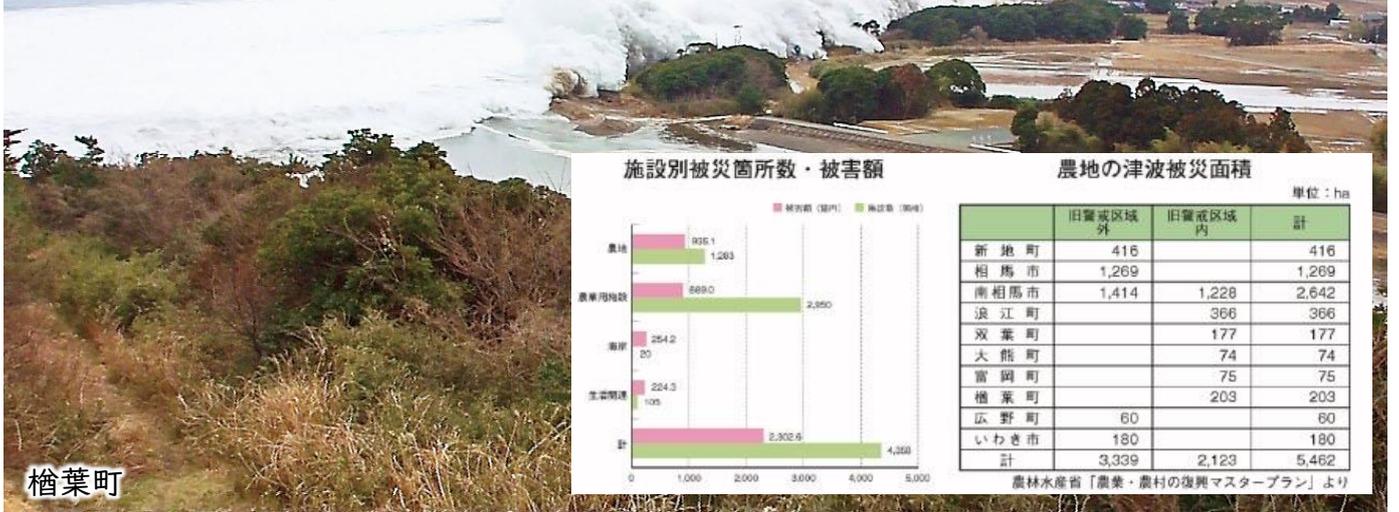


東日本大震災からの復興・再生

○ 地震・津波による被害状況

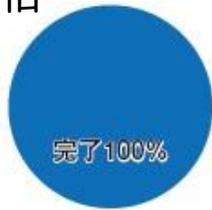
平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分 18 秒、宮城県男鹿半島の東南東約 130km の三陸沖深さ約 24km を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、県内では最大震度 6 強を観測しました。この地震により発生した巨大津波は太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらし、相馬では 9.3m 以上※の津波が観測されました。

※観測データの最大値、これ以上の津波が到来した可能性がある。

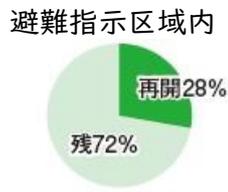
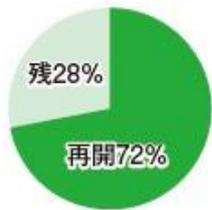


○ 復旧の状況 (R2.3.31 時点)

農地海岸の復旧



津波被災農地の営農再開可能面積



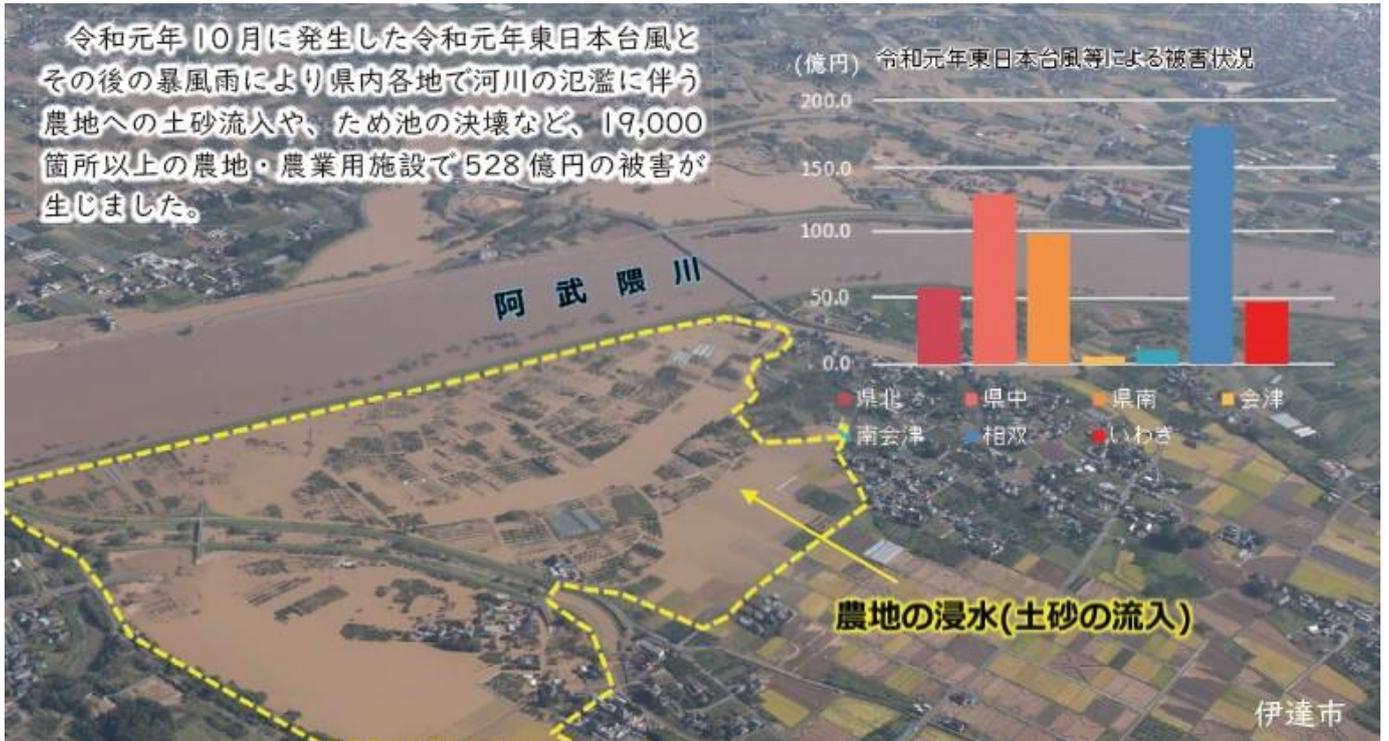
農業用施設の復旧





令和元年東日本台風等災害からの復旧

○ 概要



航空写真出典：国土地理院ウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/RI.taihuu19gou.html>)

○ 復旧の状況 (R2.12.31 時点)

令和元年12月より災害査定を実施し、一日も早い営農の再開を目指し復旧工事を実施しています。

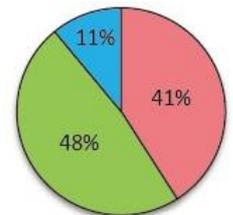


農地への土砂流入 (鏡石町)



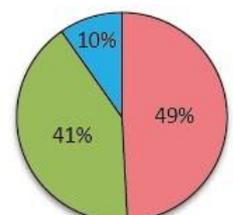
水路法面の崩落 (田村市)

農地の復旧状況



■ 実施中 ■ 完了 ■ 未着手

施設の復旧状況



■ 実施中 ■ 完了 ■ 未着手

○ 全国からの支援状況

福島県では全国から150名の災害応援を頂きました。

- 133名の農林水産省の農業農村災害緊急派遣隊 (通称 MAFF-SAT) により、的確な災害対応を実施
- 17名の地方自治法派遣による災害査定等の支援



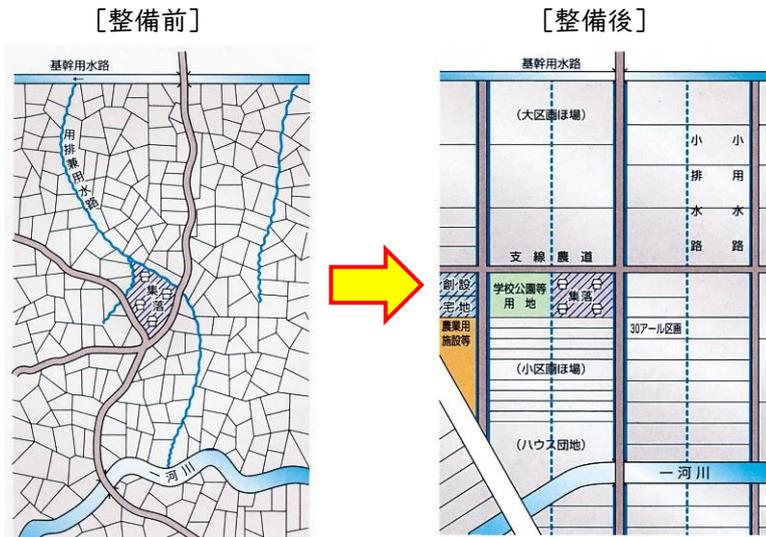
農業生産基盤整備

◆ 生産性の高い農地の整備

経営体育成基盤整備事業

農地の区画が狭小かつ不整形で道路の幅員も狭く、用・排水路の兼用により湿田化しているなどの農地に対する諸問題を併せて解決し、大型機械の導入による省力化や低コスト化の実現、農地の汎用化により多様な作物の導入が図られるよう、総合的な条件整備を行います。また、これを契機として、今後の農業を担う農業者や生産組織の育成、農地の利用集積を推進します。

ほ場整備前と整備後の概念図



前田沢地区（郡山市）

◆ 農道の整備

農地周りの道路が整備されていないと小型の機械や人力での営農を強いられたり、農作物輸送車の通行が制限されたりするため、労働生産性が低下してしまいます。

そのため、労働生産性を向上させ地域農家の経営安定を図るべく、大型機械の導入促進と農作物の効率的な輸送ができる道路の整備を行います。



広域農道整備事業
田村3期地区（田村市）



基幹農道整備事業
中石井3期地区（矢祭町）



農業生産基盤整備

◆ かんがい排水施設の整備

かんがい排水事業

農業生産には農業用水の安定的な確保や適正な排水が不可欠です。恒常的な農業用水の不足や排水条件が悪いことにより、十分な農業生産を上げることができない地域において、かんがい排水事業により、各種施設の新設や改修等を行います。

用水対策としてダム、頭首工、揚水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。



相馬頭首工（相馬市）



新宮川ダム（会津美里町）

◆ 農業水利施設の効率的な更新整備

農業水利施設ストックマネジメント事業

ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的水利施設の多くは、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、突発事故等のリスクが年々増加し、修繕の費用負担が増大しています。

施設の長寿命化とリスクの抑制、老朽化に伴い増加する修繕費用や将来の更新費用等のライフサイクルコストの低減を図るため、施設の機能診断を行い、早めの補修等の機能保全対策を実施します。



新安積地区（須賀川市）の水路補修

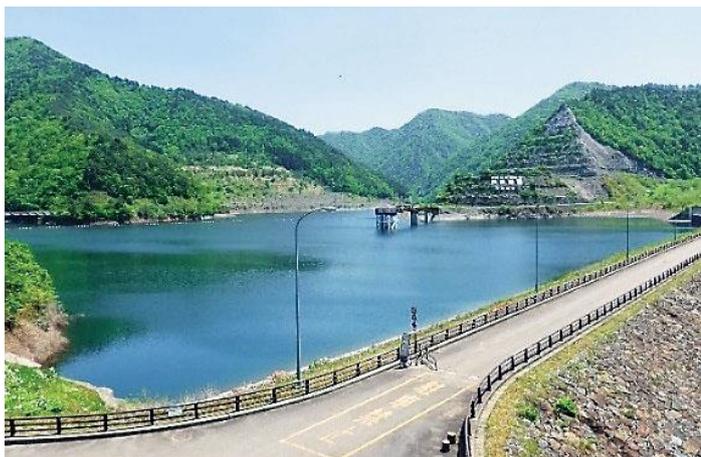


農業水利施設等の適正な管理

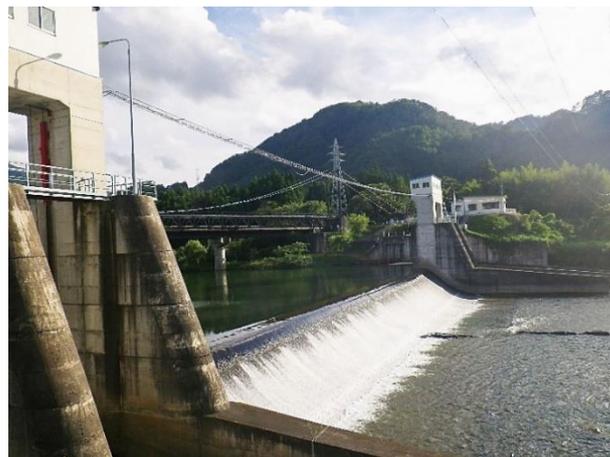
◆ 基幹水利施設管理事業

国営土地改良事業により造成されたダムや頭首工などについて、施設の操作運転、機械の点検や周辺環境整備等を定めた計画に基づいて、水利施設が持つ農業用水の安定供給、農村地域における災害の防止、環境の保全など、さまざまな機能が適正に発揮できるように水利施設の管理・保全を行います。

また、施設の管理にあたっては、より高い効果を発揮できるように、事業主体（県、市町村）と土地改良区等が連携しながら事業を実施しています。



日中ダム（喜多方市）



馬越頭首工（会津若松市・会津美里町）

◆ 土地改良施設維持管理適正化事業

ダム、ため池、水路などの土地改良施設の維持管理や補修は、本来施設の管理者が自ら行うべきものです。しかし、農業従事者の高齢化・後継者不足などに伴う集落機能の低下や、社会情勢の変化による管理組織の経済的な弱体化などにより、適切な整備補修を実施することが困難になっています。

このため、本事業では、土地改良区等による施設補修のための資金を積み立て、この資金を利用して施設の定期的な補修を行い、施設管理者の管理意識の高揚を図ると共に、施設機能の維持と長寿命化を図ることを目的としています。

- 対象施設：団体営規模以上の土地改良事業により造成された農業水利施設（ダム、頭首工、揚水機場、樋（水）門、ため池、水路等）



塗装が剥離している水門を補修（伊達市）



農地等保全管理

◆ ため池等の整備

ため池等整備事業

ため池や用排水施設等の中で、老朽化や築造後の自然的、社会的条件の変化に伴い、下流域の家屋や農地、農作物および農業用施設等に被害を及ぼすおそれがある施設について、改修、補強を行うことにより、災害を未然に防止します。

また、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、ハード及びソフトの両面から複合的な対策を重点的に実施していきます。

※ハード対策：ため池の改修、附帯施設の整備等

ソフト対策：ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等



ため池等整備事業（ため池整備）
小今泉地区（田村市）



ため池等整備事業（用排水施設整備）
うつろ第4分水路（会津美里町）

◆ 排水施設の整備

湛水防除事業

流域の開発、立地条件の変化等による流況の変化により湛水被害が発生している地域において、農地、農業用施設をはじめ、公共用施設や家屋の湛水被害を防止するため、排水ポンプ、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、堤防等などの排水施設を整備します。



伊達崎排水機場（桑折町）



五十沢排水機場（伊達市）



農地等保全管理

◆ 地すべり対策

「地すべり等防止法」に基づき地すべりから農地・農業用施設を守るとともに、人家の破壊や埋設等から人命の危険を除去し、民生の安定に重要な役割を果たします。

【災害関連緊急地すべり防止工事 ^{あがつ}揚津地区】

平成30年4月下旬に発生した融雪による大規模地すべり災害において、地下水を排水するための応急対策工事及び ^{しゅうすいせい}集水井等の恒久的な対策工事等の実施により、地すべりの沈静化が図られました。



^{あがつ}地すべり対策事業 揚津地区（喜多方市）
※中央は県道復旧（県土木部所管）



^{しゅうすいせい}「集水井」内部 揚津地区（喜多方市）

◆ ため池の耐震性調査

東日本大震災では、農業用ダム・ため池が決壊し人命が失われるなど、重大な被害が発生しました。

このことから、農業用ため池の地震に対する耐震性検証や、ため池ハザードマップの作成を行っています。



堤体のボーリング調査

◆ 水土里の防災力アップ運動

地域防災力の向上のため、住民を対象とした、ため池の防災・減災に関する研修会や紙芝居を使った出前講座により、地域住民自らが防災・減災の意識を高める「ふくしま水土里の防災力アップ運動」を実施しています。



中学生への出前講座の様子



農業農村の持つ多面的機能を支える取組

◆ 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等の条件の不利性を補正することにより、農用地等を維持・管理するための活動を支援します。

① 農業生産活動を維持するための活動

遊休農地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ・草刈り等）、周辺林地の管理、景観作物の作付け等

② 集落の将来像を明確にするための活動

集落内の話し合いにより、6～10年後を見据えた集落戦略の作成及び更新

③ 集落機能等を強化するための活動

新たな人材の確保、他組織との連携体制の構築、農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等



集落座談会の様子

◆ 多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保安全管理を推進します。

①農地維持支払：農業者等の組織が取り組む泥上げ、草刈り、農道の路面維持等、地域資源の基礎的な保全活動を支える共同活動を支援

②資源向上支払：地域住民を含む組織が取り組む水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成等、地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援



地域住民が取り組む植栽活動



直営施工による水路整備

◆ 遊休農地の再生

地域農業の担い手等が行う遊休農地の再生利用や地域ぐるみで行う農地の保全対策を支援しています。



農地利用状況の調査

農業委員会による斡旋等



再生前



再生後



農業農村の持つ多面的機能を支える取組

◆「ふくしまの棚田」の振興に向けた取組

棚田地域振興法が令和元年8月に施行され、全国的に棚田地域の振興に向けた機運が高まっています。

本県においても、棚田が有する多面にわたる機能や魅力、地域資源としての価値について広く周知を行い、棚田地域の振興を図っていきます。

(※棚田…勾配が1/20以上の傾斜地に、階段状に設けられた田(基盤整備済みの田を含む))



喜多方市山都町相川「上堰棚田」

◆ 水土里を育む普及促進事業



小学生対象の勉強会の様子
(福島市：栗本堰取水口)

地域住民、県産農産物の消費者等が、農業農村を取り巻く現状や課題、水源保全や農地、農業用施設の適切な管理に対する取組の必要性について理解を深めていただくよう、土地改良区等が行う農村地域や農業用施設を題材にした体験学習や広報イベント等の取組に対して支援しています。

◆ 地域をつなぐ農村交流活動事業



首都圏学生との共同活動
(土砂さらい)

高齢化や少子化により低下した地域の活力を取り戻すため、共同活動により農地・農村を維持する地域と地域外の農村に興味のある方々を交流事業等を通じて結び付け、農村環境の保全、地域コミュニティを維持する取組や共同活動を行う地域内での人材の確保や他の集落への作業支援等を実施する組織体制づくりを行う取組などを、モデル的に実施する地域に支援することにより、他地域への波及を推進します。



◆ 中山間地域の総合的な整備

中山間地域総合整備事業

農業の生産条件等が不利な中山間地域の実情を踏まえ、それぞれの地域の立地条件に沿った農業を展開できるように、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的にを行います。

1 農業生産基盤メニュー

農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農地防災ほか

2 農村生活環境メニュー

農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、情報基盤施設整備ほか



三株山みどりの風公園親水広場（古殿町）



鎌倉岳遊歩道（古殿町）

◆ 汚水処理施設の整備

農業集落排水事業

農村集落において、生活排水の流入は、農業生産への被害や、生態系など地域の水環境を悪化させ、人々の生活にも様々な悪影響を及ぼします。こうした汚水等処理する施設を整備することで、農業用排水の水質汚濁を防止するとともに、農村生活環境の向上を図ります。

また、処理水の農業用水への再利用や、発生活泥の農地還元を行うことにより、水資源・有機資源のリサイクルを推進し、農業の特質を生かした環境への負荷の少ない地域資源循環システムを構築します。

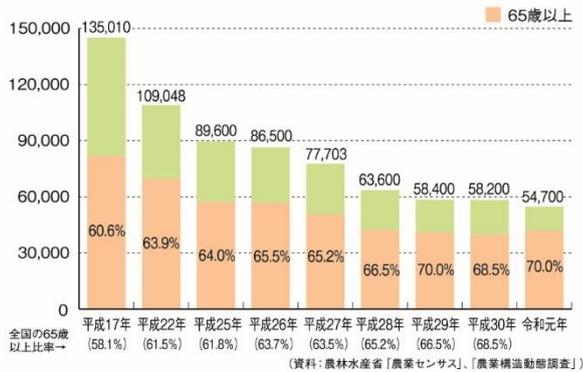


農業集落排水事業（団体営）稲・松塚地区（須賀川市）汚水処理施設内部（右）

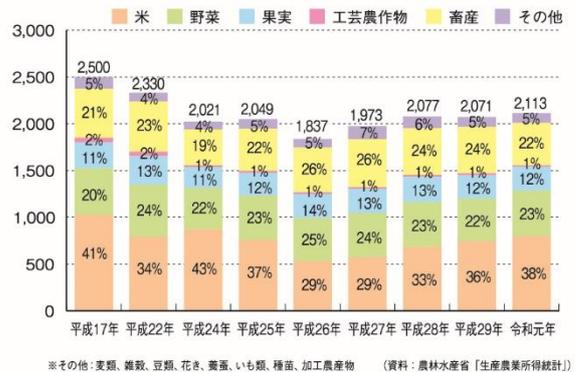


福島県の農業農村整備の状況

農業就業人口(人)



農業産出額(億円)



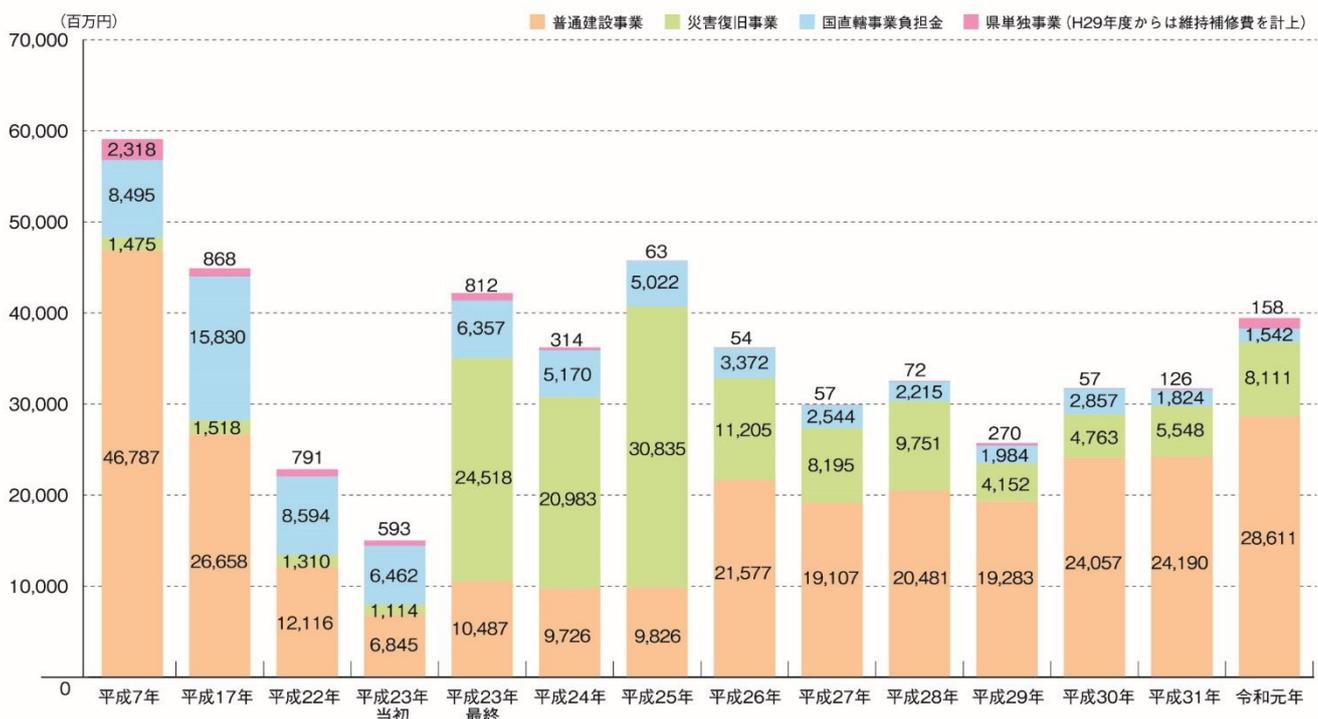
耕地面積(ha)



ほ場整備率(令和元年度)



農業農村整備事業当初予算の推移

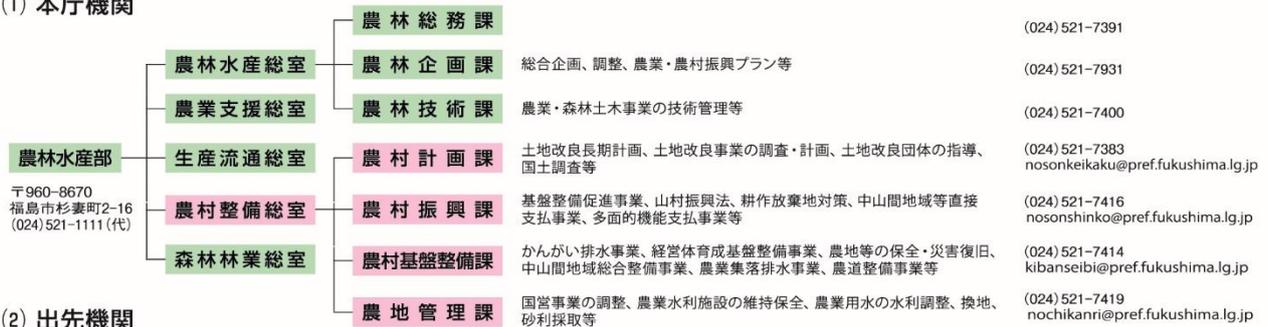




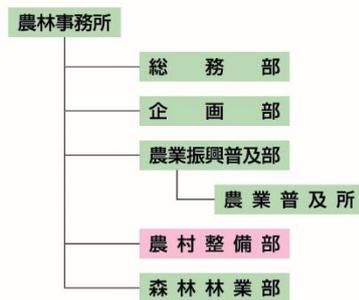
農業農村整備の推進体制

農業農村整備関係行政組織

(1) 本庁機関



(2) 出先機関



■農林事務所（電話番号及びメールアドレスは農村整備部）

県北農林事務所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (024) 521-2614 seibi.af01@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	農地計画課 農村整備課
県中農林事務所 〒963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 (024) 935-1331 seibi.af02@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	農地計画課 農村整備課
県南農林事務所 〒961-0971 白河市字昭和町269 (0248) 23-1581 seibi.af03@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	農地計画課 農村整備課
会津農林事務所 〒965-8501 会津若松市追手町7-5 (0242) 29-5331 seibi.af04@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	農地計画課 農村整備課
南会津農林事務所 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 (0241) 62-5271 seibi.af05@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	管理課 農村整備課
相双農林事務所 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 (0244) 26-1157 seibi.af06@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	農地計画課 農村整備第一課 農村整備第二課 農村整備第三課 大柿ダム管理事務所 〒979-1506 双葉郡浪江町大字室原字十年平18-7
いわき農林事務所 〒970-8026 いわき市平字梅本15 (0246) 24-8181 seibi.af07@pref.fukushima.lg.jp	農村整備部	管理課 農村整備課



東日本大震災からの復旧・復興特集

◆ 農地海岸復旧の様子

福島県の海岸保全区域では、国土交通省が所管する海岸と農林水産省が所管する海岸の大きく2つに分かれています。農地海岸は、農林水産省が所管する海岸に含まれ、海岸線総延長166kmのうち、20kmが農地海岸に位置付けられています。

東日本大震災により被害を受けた農地海岸は、平成23年から復旧工事が行われ、令和2年3月に、帰還困難区域内に位置付けられている海岸を除き完了しました。

農地海岸の復旧には、これまでに、多くの県外応援職員の支援を頂いたことで成し遂げることができました。改めて感謝申し上げます。

被災状況



復旧工事



完了状況



東日本大震災からの復旧・復興特集

◆ 農地の復興の様子

津波被災農地等において、災害復旧事業と併せて、災害関連区画整理事業や復興基盤総合整備事業を実施することにより、農地の復旧と大区画化を進めています。



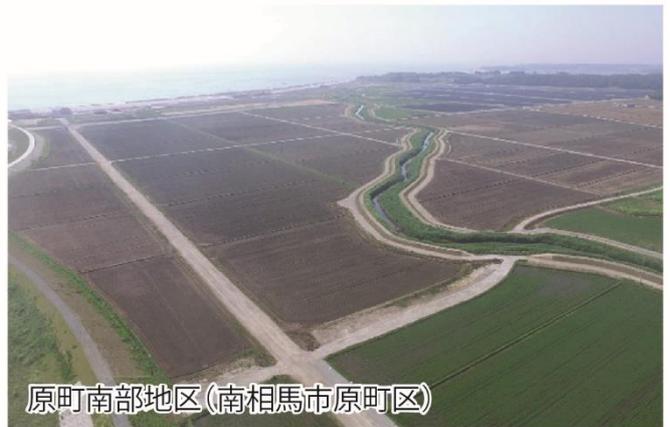
飯崎地区(南相馬市小高区)



原町東地区(南相馬市原町区)



金沢・北泉地区(南相馬市原町区)



原町南部地区(南相馬市原町区)

◆ 旧避難指示区域等内の様子(復旧・復興未着手の様子)



浪江町請戸川



浪江町請戸川



双葉町(農地に繁殖した草木)



双葉町(農地に繁殖した草木)

農業農村整備事業のPR動画

かわら版「農空間」



「福島県農村計画課」ホームページにて、上記の閲覧やダウンロードをすることができます。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045a/nosonkeikaku-top.html> をご覧ください。



表紙について 東日本大震災からの10年間の軌跡

- | | | | | | |
|-------|---|---|-------|--|--|
| 2011年 |  | 「深夜の開閉作業」
県職員自ら、津波で開かなくなったゲートの開閉作業を行いました。 | 2016年 |  | 「浅見川海岸」
広野町の浅見川海岸が復旧しました。 |
| 2012年 |  | 「ふくしまからはじめよう。」
福島県の新しいスローガンができました。 | 2017年 |  | 「藤沼湖の用水供用再開」
地震により決壊した農業用ダムが復旧しました。(須賀川市) |
| 2013年 |  | 「キズナ堤」
海岸基礎に復興への願いを込めました。 | 2018年 |  | 「全国植樹祭」
南相馬市のほ場整備地区内で非農用地として海岸防災林用地を創出し、植樹祭を開催しました。 |
| 2014年 |  | 「作田前地区営農再開」
津波により被災した新地町のほ場の復旧が完成し、営農が再開されました。 | 2019年 |  | 「令和元年東日本台風」
河川が破堤し津波被災から復旧した農地に、土砂が流入しました。(相馬市) |
| 2015年 |  | 「営農再開」
南相馬市原町区で津波被災を受けた農地で作付けを行うことができました。 | 2020年 |  | 「原町南部地区」
福島第一原子力発電所から20 km圏内にあるほ場が営農再開となりました。(南相馬市) |